

【町内で事業を営む人へ】応援金を支給します

近年の物価高騰により経済的な影響を受けている町内の中小企業者を支援するため、応援金を支給します。

対象者

次の全ての要件を満たす中小企業者(個人事業者を含む)。ただし、みなし大企業、農林漁業者、日本政策金融公庫の融資の対象とならない業種などは対象外。

- ・ 中小企業基本法第2条第1項に定める会社か個人で、町内に本社・本店か事業所を有している
- ・ 令和4年3月31日以前から事業を開始している
- ・ 申請時点において事業を継続している
- ・ 町税などの未納がない

※令和4年度中に、物価高騰等対策を目的とした他の補助金を町から受給している場合、本応援金の対象とならないことがあります。

交付額

個人事業者 5万円/会社 10万円

※1事業者1回限り。所得/法人税の計算上、収入に計上する必要があります。

申請について

必要書類

【共通】

- ・ 交付申請書兼請求書【個人用】/【会社用】(町ホームページ、産業振興課、町商工会で入手可)
- ・ 事業所などの所在地が確認できる書類(営業許可証の写し、公共料金支払領収証の写しなど)
- ・ 本人(会社)名義の振込先口座の通帳などの写し(通帳の表紙をめくってすぐの見開きのページ)

【個人事業者】

- ・ 令和3年分の確定申告書第一表の控えの写しか令和4年度町県民税申告書の写し(要受付印)

【会社】

- ・ 直近の法人税確定申告書別表一の控えの写し(要受付印)
- ・ 履歴事項全部証明書(3カ月以内に発行されたもの)

※個人・会社とも、電子申告の場合や令和4年1月1日以降に開業した場合の必要書類は、町ホームページでご確認ください。また、追加書類の提出をお願いする場合があります。

申請方法 必要書類をそろえ、原則郵送で申請

【提出先】〒861-2295

益城町役場 産業振興課 事業者応援金担当

申請期限 令和5年1月31日(火) ※当日消印有効

☎ 産業振興課 商工観光係 ☎ 289-8307



環境衛生係からのお知らせ (野外焼却・クリーンセンター営業日)

野外焼却は禁止されています

自分の敷地であっても、枝葉や生活ごみを野外で焼却するのは、一部の例外を除いて禁じられています。

罰則規定もありますので、絶対に野外焼却を行わないでください。



益城クリーンセンター 12月の営業日

平日のほか、次の日時も業務を行います。

- ・ 17日(土)、24日(土)、25日(日)、29日(木)
各午前9時～午後4時
- ・ 30日(金)
午前9時～11時

※年始は、1月4日(水)から業務を開始します。

☎ 住民課 環境衛生係 ☎ 289-8077